（通知義務）

第百六十八条　都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、定期に、都道府県連合会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関し必要な事項を通知しなければならない。

2　前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県連合会に通知しなければならない。

（損害防止の指導）

第百六十九条　都道府県連合会の組合員は、第百二十五条第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

（免責事由）

第百七十条　次の場合には、都道府県連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。

一　組合員が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払つたとき。

二　組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三　組合員が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

四　組合員が第百六十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

五　組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

六　組合員が前条の規定による指導を怠つたとき。

七　組合員が第百七十二条において準用する第百二十六条の規定による指示に従わなかつたとき。

八　組合員が第百七十二条において準用する第百三十条（第一号を除く。）の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

（審査の申立て）

第百七十一条　都道府県連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

2　前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

（準用）

第百七十二条　都道府県連合会の保険事業には、第百十八条第一項及び第二項、第百十九条から第百二十一条まで、第百二十六条から第百二十九条まで、第百三十条（第一号を除く。）、第百三十一条並びに第百三十二条第三項並びに保険法第六条及び第十一条の規定を準用する。

（全国連合会の保険事業等）

第百七十三条　全国連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

一　特定組合が第九十七条第一項第六号に掲げる共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

二　特定組合が第百六十三条第一項の規定による事業によつて同項の農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

三　都道府県連合会が第百六十三条第二項の規定による事業によつて同項の農業共済組合、共済資格者又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

四　都道府県連合会が第九十七条第一項第六号に掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員たる農業共済組合に対して負う保険責任を相互に再保険する事業

（準用）

第百七十四条　前条各号に掲げる事業には、第百十八条第一項及び第二項、第百十九条、第百二十条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十九条、第百三十条（第一号を除く。）、第百三十一条第一項、第百三十二条第三項並びに第百六十八条から第百七十条まで並びに保険法第六条及び第十一条の規定を準用する。

第二章第五節を次のように改める。

第五節　特定合併及び事業譲渡

（特定合併）

第九十一条　全国連合会と特定組合とは、合併を行うことができる。

2　全国連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、合併を行うことができる。

3　前二項の場合において、合併後存続する法人は、全国連合会とする。

第九十二条　前条第一項又は第二項の合併（以下「特定合併」という。）の際現に存する特定組合と政府との間の保険関係又は都道府県連合会と政府との間の再保険関係については、当該保険関係又は再保険関係に係る共済責任期間（家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間）が終了するまでの間は、全国連合会を当該特定組合又は都道府県連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

第九十三条　特定合併については、第六十条、第六十五条第一項、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条及び第七十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替えるものとする。

（事業譲渡）

第九十四条　農業共済組合は、共済事業の全部又は一部を全国連合会に譲り渡すことができる。

2　全国連合会は、農業共済組合から共済事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3　前二項の規定による共済事業の全部又は一部の譲渡し又は譲受け（以下「事業譲渡」という。）については、第六十条及び第六十七条から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替えるものとする。

（共済事業の効率化）

第九十五条　農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、相互に連携し、合併の推進その他共済事業の実施体制の改善に努めるものとする。

（政令への委任）

第九十六条　この節に規定するもののほか、農業共済団体が特定合併又は事業譲渡をした場合における共済関係、保険関係又は再保険関係に係る経過措置その他特定合併又は事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十八条の五に見出しとして「検査役の選任」を付し、同条第二項中「前二条の規定は、」を削り、「ついて」の下に「は、前二条の規定を」を加え、第二章第四節中同条を第九十条とする。

第五十八条の四に見出しとして「裁判所の選任する清算人の報酬」を付し、同条中「第五十四条の二」を「第七十六条」に改め、同条を第八十九条とする。

第五十八条の三に見出しとして「不服申立ての制限」を付し、同条を第八十八条とする。

第五十八条の二に見出しとして「解散及び清算の監督等に関する事件の管轄」を付し、同条を第八十七条とする。

第五十八条に見出しとして「清算結了の届出」を付し、同条を第八十六条とする。

第五十七条に見出しとして「決算報告書」を付し、同条中「終つた」を「終わつた」に、「遅滞なく」を「遅滞なく」に改め、同条を第八十五条とする。

第五十六条の二に見出しとして「裁判所による監督」を付し、同条を第八十四条とする。

第五十六条を削る。

第五十五条の四に見出しとして「清算中の農業共済団体についての破産手続の開始」を付し、同条を第八十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（残余財産の帰属）

第八十三条　解散した農業共済団体の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第八十六条の規定による届出の時において、定款で指定した農業共済団体に帰属する。

2　前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十五条の三に見出しとして「期間経過後の債権の申出」を付し、同条を第八十一条とする。

第五十五条の二に見出しとして「債権の申出の催告等」を付し、同条第一項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第八十条とする。

第五十五条に見出しとして「清算人の財産調査義務」を付し、同条を第七十九条とする。

第五十四条の四に見出しとして「清算人の職務及び権限」を付し、同条を第七十八条とする。

第五十四条の三に見出しとして「清算人の解任」を付し、同条を第七十七条とする。

第五十四条の二に見出しとして「裁判所による清算人の選任」を付し、同条を第七十六条とする。

第五十四条に見出しとして「清算人の就任」を付し、同条中「第四十六条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同条を第七十五条とする。